

平成 29 年度第 2 回長野県文化財保護審議会 議事録

日時：平成 30 年 1 月 25 日（木）午前 11 時～午後 5 時

会場：長野県長野合同庁舎別館大会議室

1 開会

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

<開会>

2 あいさつ

○事務局（井上文化財・生涯学習課長あいさつ）

皆さんおはようございます。文化財・生涯学習課長の井上雅彦でございます。皆様にはお忙しいところ、また雪でお足元の悪い中、審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃から文化財の調査をはじめ、保護活用につきましてご尽力、ご協力をいただいていることに対しまして感謝申し上げます。

昨年 9 月に千曲市の「松田家住宅主屋」と「松田家齋館」の 2 棟の県宝が火災によって大きな被害が出るという大変残念な事故がございました。その際には、佐々木会長をはじめ、土本委員、市澤委員には、現地調査に行ってくださいまして、本当にありがとうございました。

この火災を受け、県としましては、昨年 9 月 25 日に「文化財防災対策等検討委員会」を立ち上げ、その委員会には土本委員にも入っていただいておりますけれども、今後の防災や防火対策をどうしたらよいかということを検討しているということでございます。昨年末に中間報告ということで取りまとめさせていただきましたけれども、さらに検討を進めて年度末の 3 月末には報告書をまとめて、まとめた後にそれをいかに実践していくか、ということを実践に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日は前回の審議会で諮問しました 3 件の文化財の指定を中心にご審議いただくということでございますけれども、今回新たな文化財指定として 5 件、県宝の指定解除として 2 件を諮問し、今後調査や審議をお願いしたいと思っております。本日は夕方までかかってしまうということでございますけれども、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

○佐々木会長あいさつ

皆さん、おはようございます。雪の寒い中、お集まりいただき、ありがとうございます。私は、伊那に住んでおりますが、今朝雪を見て今日行けるかと思い、さらに長野市内はさらに降っていると思っていました。しかし、長野市内に住んでいる方にとっては日常的な雪ということなので、そうすると交通機関が動くので大丈夫と思い、ほっとした次第でございます。

この半年を考えますと、今、井上課長からお話がありましたように、県宝の焼失がございました。千曲市にあります武水別神社の「松田家住宅主屋」と「松田家齋館」の火災、焼失があり、大きな事態となりました。改めて日常的な保存、維持管理の体制の重要性を改めて認識することになりました。文化財を指定するということは、同時に、後代に向かって残していくということでございます。文化財の指定を進めることと同時に、

より良く保存し後代に伝えていく、この点をじっくり考え、計画していくことが重要と思います。

私の専門分野である名勝ですが、国指定の文化財の場合ですと、指定地に関しまして保存管理計画、今の名前は保存活用計画になりますけれども、この計画を策定していくことになります。史跡の場合も天然記念物の場合も同様かと思えます。つまり、調査して何が大切なのかということ、本質的価値を明確にし、認識した上で、何をどのように保存していくのか、あるいはそれをどう活かしていくのか、そのための計画書を立てます。おそらく他の分野でも同様の計画があるかと思えます。しかし、名勝の場合においては、全指定地で策定されているわけではありません。約半分、まだ半分しか策定されてないと聞いております。また、文化財には想定外の劣化もございます。例えば、あまり考えられないことをあげますと、庭石の劣化ですとか、庭石が知らないうちにヒビが入っていたことが実際に起こっております。

そこで、いま一度、文化財の保存状態、保存体制を再確認していくことが重要と思えます。県の文化財の担当は、文化財・生涯学習課でございますが、ぜひ、機会あるたびにこのような確認を進めていただくよう、お願いいたします。また同時に、委員の皆様につきましても、文化財の調査の時には、その価値、それがどれだけ大切かということの確認と同時に、それをどう将来にわたって保存していくのか、その点にも目を向け、指定と同時に保存管理をしっかりと進めていくようお願いしたいと思います。

3 諸連絡等

<審議会成立報告>

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、審議会委員 15 名中、本日松崎委員と池邊委員からご欠席の連絡をいただいておりますが、委員皆様の過半数のご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第 42 条第 2 項の規定により本審議会が成立することをご報告いたします。

<配布資料、日程確認>

<文化財指定の状況、文化財防災対策等検討委員会中間報告等の説明>

※部会別審議のため、中断

4 審議

<議長選任>

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

審議会を再開いたしまして、次第の 4 の審議に移らせていただきます。会議の議長につきましても、会長が議長となる旨が長野県文化財保護条例第 42 条第 1 項に規定されておりますので、佐々木会長をお願いいたします。

○佐々木会長

議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう皆様のご協力をお願いいたします。

<議事録署名人の指名>

○佐々木会長

本日の議事録署名人を指名いたします。会田委員さん、山田委員さんをお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

<会議の撮影、傍聴の許可>

○佐々木会長

審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について事前に皆様にお諮りした上で認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思います。ご異議ございませんか、よろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

異議がありませんので傍聴者による会議の撮影、及び録音についてこれを許可いたします。

4（1）指定の答申について

○佐々木会長

前回の審議会に諮問された案件につきまして審議します。

<答申案件：「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」（松本市）>

○佐々木会長

「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」についてご審議をお願いいたします。この案件につきまして、担当の熊田委員からご説明をお願いいたします。

○熊田委員

種別は「有形文化財 県宝（彫刻）」、名称は「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」、三軀です。以下そこに書いてあるとおりでありますが、大きさは中尊が49.3センチメートル、左脇侍が35.3センチメートル、右脇侍が35.1センチメートルで、昭和36年1月24日に松本市指定文化財になっております。

以下の文章、部会で訂正が入りました。13ページの全体の文章の上から5行目の最後、「三世・長音上人が」の後、「藩主の前」に「元和3年（1617）に入った藩主戸田康長」ということだけ入れさせていただきます。それから14ページ上から6行目「ながく信濃守護職にあった小笠原氏は戦国時代に敗退、江戸初期」の後に、「慶長18年（1613）」と入れていただきます。「松本藩主に復権後も間もなく」の「復権後も」の「も」を消していただいて、「復権後間もなく」とし、その後にもた年号をいれ、「元和3年（1610）に明石藩へ移封となっているが」と年号をそれぞれ入れさせていただきます

以下説明申し上げます。伝来と由緒ですが、本尊は西善寺本堂内の、向かって右脇檀上の厨子内に安置されている、いわゆる善光寺式の銅像阿弥陀三尊像です。自伝ではもと筑摩神社別当寺、安養寺にあった、お像であったが、同寺が戦火で廃絶の後、江戸時代に念来寺に移安されたと伝えられています。この伝来についてですけれども、念来寺

は元和5年に開創されておりまして、この指定候補の銅像阿弥陀三尊像以外にも木造の大きな御像がございましたが、その御像も含めて西善寺に移安されておりまして、現在全て本堂に祀られております。この銅像三尊につきましては念来寺の常什物記全という資料にも記述がございます。そしてまたその記の中に江戸時代にお厨子が作られた旨記述がありますが、現存するお厨子にも銘記がみられますので、まず念来寺にあって、それが西善寺に入ったことは間違いないと思われます。

念来寺にもたらされた時期は、宮殿厨子を発願した享保3年を下限とし、念来寺開創を上限とすることができると考えます。ただ筑摩神社の別当寺、安養寺から念来寺にきたものであるという点については、なかなか記録や資料を確認できませんでした。そこを確認することは大変難しいのですが、ただ筑摩神社というのは松本では大変重要な地域の鎮守社として開創は古い神社でありまして、中でも特に鎌倉時代の初頭以降は小笠原氏の軍神、氏神として非常に尊崇され、庇護を受けた神社でございます。石清水八幡を勧請しまして国府八幡宮とも称されております。旧本殿が焼失した後に永享11年、1439年に小笠原政康により寄進された国重文の本殿が現存しておりますし、1514年、永正11年に小笠原長棟が寄進した旨を陰刻する旧安養寺の梵鐘、市の指定も現存します。答申書には書いておりませんが、小笠原氏、鎌倉の御家人というのは善光寺信仰が大変篤く、小笠原光長が13世紀に落合新善光寺及びその梵鐘というものを造っております。そういう関係からもこの銅像の阿弥陀三尊像も、小笠原氏を施主とする可能性がなしとはしませんが、そのへんの実証は資料では難しかったということをご報告いたします。

種類や形状、品質構造、制作年代ですけれども、本尊と両脇のお像のバランスや材質、それから面貌の共通性から三尊で一具であったと考えられますので、一光三尊の形式はもとからと考えられると思います。そしてまた現在、中尊の両手先は欠失していて、外して別に置かれた後補の手先しかありませんが、両脇侍が掌を重ね合わせた、いわゆる善光寺式の梵篋印という印を結んでいることから、三尊はいわゆる善光寺式ということが言い得ます。この御本尊の一番の特徴は、中尊の着衣にございまして、普通、善光寺式ご本尊は通肩と言いまして、衲衣は胸の前を覆って肩にかける形式が多いのですが、このお像は下衣の上に覆肩衣と衲衣をまっています。それ自体はなくはないのですが、特にこのお像は、覆肩衣の縁を襟状に折り曲げて一見すると襟が付いた衣を着ているように見えます。18ページの写真の御本尊を見ながらお聞きいただくとわかると思うのですが、覆肩衣の縁を折り曲げて、襟状にして、しかも衲衣の縁も折り曲げてお腹の周りに縁を合わせて肩にかける。しかも折り返した縁にそれぞれに段を作り、一見、左右対称にきっちりと襷を作っております。左右対称の襟状の着衣というのは他の善光寺式の中尊でも例がございません。大変珍しい着衣法です。両手は欠失しておりますけれども、善光寺式中尊ですから施無畏・刀印であった可能性が高いと思います。

もうひとつ大きな特徴は脇侍菩薩ですが、普通、善光寺式脇侍菩薩は頭の上に四角ないし六角ないし八角の円筒形の冠を乗せる例が圧倒的に多いのですが、これは山形の冠を付けている、これも大変珍しい形でございます。今のところ比較的似た例といえますのは、鎌倉の円覚寺文永8年、1271年加茂延時作という銘があります国重文の像くらいです。もう一つは、全く秘仏であります善光寺の御本尊に、おそらく近いのではないかとされている東京国立博物館法隆寺献納宝物143号、いわゆる善光寺仏の原形ではないかとされている像にも冠があり、この2点位しか例のない大変珍しい冠をつけているという点、これもひとつの特徴であります。ちなみに善光寺ご本尊は秘仏である

だけに善光寺式と言いながら、各像ごとに微妙に色々な型がありまして、表現が異なっております。その中でも大変珍しい作、ということが言えると思います。

構造は、中尊は両手先を除く全容を、両脇侍は両手を含む全容を、いわゆる前後の合わせ型で鑄造しております。今回の調査で中尊も鉄芯を使っているということが判明いたしました。今まで中尊は中を綺麗に浚っているものですから芯があるとは認められないとありましたけれども、今回、磁石で鉄芯が残っていることが判明しましたので、鉄芯を芯に土をつけて、土型から鑄造しており鉄芯と中型土が像内に付着しているということが分かりました。現状では像は火にあっておりまして、正面に鍍金（金メッキ）があったかどうか、鍍金の痕跡は確認できません。火中の痕は中尊の顔左側、右脇侍菩薩の顔などに多くあり、ただれている状態です。

この本尊の特徴は、以上申し上げましたように、脇侍菩薩の宝冠の形、それからご本尊の衣の着衣法ということが出来るかと思えます。製作年代は先ほどの宝冠等の図像の共通性から円覚寺像のやや後、福島県いわき市の阿弥陀三尊像や千葉・修徳院阿弥陀三尊像等に近い、13世紀最末～14世紀初と考えられます。県下の善光寺式阿弥陀如来三尊像としては三軀揃った比較的古い例でありますし、焼けた跡があるとは言え、姿や御顔や衣文は当初の作風を充分伺うことができますし、なかなか雅な雰囲気を持っているお像であります。全国的にも例の少ない図像の善光寺式三尊であり、善光寺式の普及展開を考えるうえで非常に重要な例であります。そういう意味で県宝にふさわしいと思えます。

指定基準は県宝の指定基準の絵画及び彫刻の「イ歴史上特に意義のある資料となるもの」、「ウ題材、品質、形状または技法等の点で顕著な特性を示すものの」。

指定理由は以下の4点、1、県下の善光寺式阿弥陀三尊像中でも鎌倉時代末に遡る古例であり、当初像3軀を残す、2、中尊の着衣形式は全国的にも類例少なく善光寺式の変容作例として注目される。3、脇侍の山形宝冠は、鎌倉、円覚寺像に近似する数少ない例であり、図像系統としての関連や影響関係が考えられる。4、造立事情は明らかではなく、火中損傷の痕も少なくないが、当初の洗練された像容をほぼ見ることができ、国府八幡宮、筑摩神社の神宮寺からの伝来—これはあくまでも伝承ですが—を伝える善光寺式尊像として貴重である。以上であります。

パワーポイントで資料を用意しましたのでご覧いただきます。

<パワーポイントで説明>

○佐々木会長

こうした具体的に画像で説明していただけますと非常に特徴が分かり易かったと思います。何かご質問がありますか。

【質疑等なし】

○佐々木会長

「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

<答申案件：「木造十一面観音菩薩立像」（上田市）>

○佐々木会長

「木造十一面観音菩薩立像」についてご審議をお願いします。この案件につきまして
も担当の熊田委員からご説明をお願いいたします。

○熊田委員

はじめに名称を「木造十一面観音菩薩立像」とさせていただきます。ちなみに国では
「菩薩」を観音の前に入れていない表記なのですけれども、県宝では入れておりますの
で、「菩薩」を入れることにさせていただきます。21 ページの下から3行目、「白
山寺から奉行所への願い出書」とありますが、これから「奉行所」を取っていただきま
して「白山寺からの願い書」としていただければと思います。23 ページの註の文章です
けれども、下から3行目の冒頭、その前のところを読みますが、「明治元年10月には境
内の十王堂への安置が申請され」、そこで点をしていただいて「申請され、」とし、「明治
2年8月には、近在の長谷寺への御本地佛其の外共引譲書」の後に「覚書」と入れてい
ただく、その2点を訂正させていただきます。

種別は「有形文化財 県宝（彫刻）」、名称は「木造十一面観音菩薩立像」、長野県上田
市真田町傍陽萩5921番地の実相院にございます。昭和47年に上田市の指定文化財にな
っております。このお像は天台宗の実相院の本堂の脇陣に安置される「木造十一面観音
菩薩立像」です。自伝では実相院の東南東約4キロの山家神社の隣地にあった神宮寺、
岩井山理智院白山寺の本地仏であったものが、明治の神仏分離の折に同寺が廃寺とな
りまして実相院に移安されたと伝えられます。この伝来についてなのですが、この山家神
社は延喜式神名帳にも名前が載る、地域の古社でありまして、元は奥社を水源地である
四阿山、標高2354メートルの四阿山に置きまして、四阿山を産土神や神体山、四阿山の
水分神として尊ばれた、そこから来るお社であります。

鎌倉時代以前に白山神を勧請してから、当時では明治の初めに至るまで白山様とも称
されまして、真田氏をはじめ歴代藩主や庶民の崇敬が盛んであったそういった関係文書
や寄進文書などが伝わっております。その勧請の時期ですけれども、鎌倉以前と言われ
ておりました。それは近くに石碑などがございまして、弘長3年1236年の名を持つ石碑
に十一面観音の種子があることなどから、そのように言われておりましたけれども、近
年、近くの実相院から東北へ2キロくらいの三島平にあります金銅十一面観音懸仏、こ
れが市の指定になっておりますけれども、十一面観音懸仏として表す平安時代の後半期
の懸仏で、間違いなくこの地域には平安時代に遡り白山の信仰がすでに始まっていたの
だろうということが指摘されております。

本像の台座には元禄10年の修理銘がありまして、その中に「慈覚大師自作之十一面観
世音菩薩」とあって、平安初期まで遡りませんが、こういう言われがあることか
ら、白山神社関係のお寺は延暦寺の管轄であることが圧倒的に多いのですが、やはり江
戸時代には天台関係のお寺にあったということがわかります。直接ここには白山寺の名
は見られませんし、お像が白山寺から実相院に移ったということを確実に実証する資料
も今のところございません。ですが、実相院には、元の白山寺の什物であったという大
曼荼羅とかがございまして、また明治の廃仏毀釈の時の文書には、白山寺の檀家につ
いては実相院へ引き譲る等の記述は確認できますので、まず白山寺から移された可能性
が高い。しかも実相院には鎌倉時代に遡る馬頭観音坐像が本尊として安置されており、
そのご本尊よりも大きくて古い十一面観音像が客仏とされていますので、本像の白山寺
からの移安の伝承はほぼ事実とみて良いと考えられます。

種類、形状品質構造、制作年代ですが、カツラ材とみられる割知造、耳の辺りで前後

に矧いでおりまして、現状はほとんど素地とされております。もとはうっすらと檀色という染料系の色などで彩色という可能性もあるかと思えます。天冠台や髪や唇などは彩色をしていた痕があります。十一面観音ですから変化面がございますが、頭に髻を結って髻頂から髪束を10方向に垂らしその先端と間に、交互に変化面を置くという置き方で、これは現在、知られている白山本地仏に見られる十一面観音と共通する変化面の付け方です。石川の林西寺銅造十一面観音立像の変化面は痕しか残っておりませんが、同様のものであります。その他、いくつか類似した例を見ることができます。

着衣は条帛、裙、腰布、天衣を着ける、観音菩薩のあり方でございます。左手先は後補で指も失われておりますけれども、左手には宝瓶を持ち、右手は垂下していたものと思われまふ。両足をやや開いて正面を向いて直立しています。大変特徴的なのは、前面は丁寧に衣文が表されておりますけれども、背面では殆どヒダが省略されて体の全体、お顔、手などにも極めて多くのノミ目の痕が見られます。仕上げとしては未完成と思われるくらいのノミ目の痕を留めた仕上げ、こういう例は本地仏などに多くて、未完成というよりはあえて痕を残すという仕上げ法というものがございまして、そういう例かと思われまふ。

構造は、左は耳の中央、右は耳の後ろを通る線で前後に割矧ぎ、内刳を施し、肩、肘、手首、右のほうは肩と手首だけですが、矧ぎ付け、そして天衣の垂下部これは後補材ですけれども、矧ぎ付けています。ただ、一応、内刳りがある構造ですとか、体の厚みが比較的薄いこと、衣文がやや定型化されているところから、12世紀に入ってからの作と考えられます。現存作例では京都の法金剛院阿弥陀如来坐像など、12世紀の半ばぐらいの作品に近い作風ですので、12世紀第2から第3四半期頃の作品と考えております。

重要なのは、加賀の白山の主峰、御前ヶ峰の本地仏は十一面観音とされてございまして、全国的にその作例が見られるのですけれども、平安時代に遡る古い作例は、当の白山神社では神仏分離で非常に破壊されておりますので一番古いのが平安末期の石川・林西寺の銅像、その他、新潟や京都の十一面観音立像が知られておりますが、とにかく平安に遡るものは大変少ないわけでございます。国重文にも3点くらいです。そういう意味で白山信仰の全国的展開を見る上で12世紀に遡る、間違いなく白山神社の本地仏の十一面観音像として、大変貴重でございます。十一面観音像そのものはもっと古くからあるのですけれども、白山神社関係の本地仏としての十一面観音であることを立証できる数少ない作例であります。

指定基準は、各時代の遺品のうち、製作優秀なもの、歴史上特に意義のある資料となるもので、指定理由は、平安時代12世紀第2、3四半期頃の制作とみられる木造割矧造りの十一面観音立像の古例であり、表面のノミ目痕や省略された背面の衣文からもとより本地仏として造られたものと考えられること。当初の化仏を一部遺すなど、保存状態もよく、均整がとれ、体軀や柔らか味のある浅い衣文に中央仏師の様式を受けた彫技を見ることができること。本像は廃仏毀釈によって散逸した山家神社の神宮寺、白山寺旧仏の数少ない、かつ現存最古の遺例と考えられ、当地の四阿山、白山信仰の歴史を考えるうえで貴重な資料であることです。全国的に平安時代に遡る確かな白山本地仏としての十一面観音像遺例に限られる中で、本像は比較的伝来が確かな古例に属すもので、加賀白山信仰の全国的展開を考える上でも欠かせない重要な彫像と評価できます。

○佐々木会長

ありがとうございました。写真の説明もお願いします。

○熊田委員

<パワーポイントで説明>

○佐々木会長

写真で説明されると非常によく分かります。ただいまの説明につきまして質疑等がございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

【質疑等なし】

○佐々木会長

本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨答申したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

「木造十一面観音菩薩立像」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨答申することに決定いたします。

<答申案件：夜泣き松>

○佐々木会長

「夜泣き松」についてご審議をお願いいたします。この案件につきましては担当の大窪委員からご説明をお願いいたします。

○大窪委員

種別は天然記念物、名称は「夜泣き松」とさせていただきます。所在地としましては、下伊那郡大鹿村大字鹿塩 101 番地となっております。所有者につきましての住所及び氏名は表記のとおりです。地元の個人の方です。現状といたしまして、「夜泣き松」はアカマツの個体 1 本ということです。大きさは幹周としましては 4.6 メートル、樹高は 15 メートル、推定樹齢は 700 年となっております。大鹿村の天然記念物でありまして、昭和 50 年 11 月 3 日に指定されております。

概況と特色についてご説明申し上げます。アカマツの個体ですけれども、アカ松はマツ科のマツ属の常緑の針葉樹であり、皆様もご存じの日本を代表する樹種のひとつです。地域に自生する種類の樹種ですけれども、古くから用材などにも利用されているもので、林業にも用いるもので、自生個体以外もアカマツは多い樹種なのですけれども、この「夜泣き松」の個体は自生個体であろうと考えられます。

当該樹につきましては先ほどご説明しましたとおり、幹周が 4.6 メートル、樹高が 15 メートル、推定樹齢ですが 700 年ということで県内でも非常に注目すべき大きなアカマツの巨樹であると言えます。現在のところ単木指定でのアカマツの天然記念物の県指定物件はありません。市町村指定の中でも樹高につきましては、ここでは 6 番目の大きさということで説明されておりますけれども、修正がございまして 9 番目ということで確認をいたしております。修正をお願いいたします。9 番目ということですが、巨樹とい

うことには変わりはありません。

推定樹齢につきましては、大鹿村史の中に当該樹については、鎌倉時代末期にこの地に発生して南北朝の時代におきましては管理樹木としての一景観を成していたと言われていたということで年輪を調べられた訳ではないのですが、妥当な推定樹齢であろうと確認はしております。概況と特色の2番についてですが、当該樹にまつわる伝承、伝説が多数ございます。そもそもこの個体が位置している場所というのが秋葉街道沿い遊歩道に沿った河合地区の高台にございます。そこに観音堂と共に当該樹が信仰の対象とされてきた地域のシンボルであります。一番良く知られております伝説というのが大鹿村の村指定の天然記念物の資料によりますと、有名な親王に仕えていた美祢姫というお子様が夜泣きがたいそう酷かったのですけれども、村人がその話を聞いたところ観音堂に夜泣きが治まるようにという様なお祈りをされた時に観世音菩薩が夢枕に立たれて、この「夜泣き松」の小枝を夜泣きする子供の枕元に添えると夜泣きが止むという様なお告げをしていただいて、それが叶ったというような言い伝えが残っております。

その他数々の伝説がございまして、今説明しました河合集落というのは非常に秋葉街道沿い、これは、今は伊那市ですけれども、旧高遠町から飯田市南信濃の青崩峠を通過して太平洋側浜松まで至る秋葉街道沿いを通っております、この地域には点々と文化財が遺されている場所なのですけれども、昔から非常に重要な地域であったというような文化的にも歴史的にも自然史的にも重要な場所であったということのひとつのシンボルである赤松の個体であります。

保存状況なのですけれども、老樹ですので色々な歴史がございまして過去には火災で主幹が損傷を受け、また伊勢湾台風の折には幹が大きく傾きまして、現在は30ページの写真にありますようにロープや支柱で支えられて維持されております。色々な処置もされておりますが、老樹ですのでそれは致し方ないということなのですけれども、所有者や地元の自治会、地元教育委員会も非常に熱心に樹勢を維持するように、これまでも尽力されてきております。今後も何らかの維持管理を継続することは必要ですが、それをしていただけるということも確認しております。

最後、指定理由と及び根拠ということで、指定基準としましては長野県天然記念物指定基準の(1)植物 キ 大木、名木、奇形木等というところでの指定基準で、指定理由としましては、今ご説明しましたとおり、県指定での単独のアカマツはこれまでにありませんが、当該樹は樹高では15メートル、市町村指定の中では9番目の高さでありまして、推定樹齢も700年は群を抜いて高いということで、当該樹は県内でのアカマツでは非常に注目すべき巨樹であります。「夜泣き松」を代表するような伝説と共に地域の人や秋葉街道を行き交う旅人などの信仰の対象としても非常に大切に保存されてきた樹木であります。また巨樹でありまして、地域のランドマークにもなっております。よって当該樹は巨樹だけでなく、文化的にも資料価値が高いことから、県指定の天然記念物として相応しいと確認しております。保存の要件としましては、先ほどご説明しましたとおり、今後も何らかの維持管理を継続することが必要と考えられますが、それは地元の関係者で維持していただけることを確認しております。

○佐々木会長

ありがとうございます。写真は30ページ、地図は31ページにございます。ただいまの説明につきまして、質問などがございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

【質疑等なし】

○佐々木会長

本案件につきまして、長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申したいと思えます。これに異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

「夜泣き松」について、長野県天然記念物に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

4（2）教育委員会からの諮問について

○佐々木会長

本日付で長野県教育委員会から長野県宝指定等に関し諮問がされております。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（井上文化財・生涯学習係長）

資料の34ページをご覧ください。今回諮問いたしますのは、新たに長野県宝に指定する文化財3件、長野県有形民俗文化財に指定する文化財1件、長野県史跡に指定する文化財1件、長野県宝の指定を解除する文化財2件の計7件でございます。

長野県宝に指定するものは、須坂市の「旧小田切家住宅」10棟、下伊那郡阿智村にあります「千葉家文書」3366点、岡谷市、諏訪市など記載の6市5町7村で所有しております「信州の特色ある縄文土器」158点でございます。

長野県有形民俗文化財に指定するものは長野市立博物館が所蔵しております「小正月関係資料コレクション」480点でございます。

長野県史跡への指定をするものは、飯田市の「座光寺の石川除」でございます。

長野県宝の指定を解除するものは、千曲市の「松田家住宅主屋」及び「松田家斎館」でございます。

各案件の概要につきましては資料35、36ページに記載してございます。これより担当より順次説明をさせていただきます。

＜諮問案件：旧小田切家住宅＞

○事務局（中村指導主事）

所在地は、須坂市須坂423番地1になります。41ページの地図をご覧ください。所有者は須坂市、年代は明治後期です。この特定にあたりましては、北の間欄間絵墨書に明治11年という記載があります。それから明治22年の建物台帳に記載にあるということで、こういったことになっております。全部で10棟です。「向こうの家」が少し分かりづらいたと思いますが、これは使用人の住居として使われていたものであります。写真の39、40ページをご覧くださいと内容が分かっているとと思います。配置図は、42、43ページでございます。

概況と特色についてですが、「旧小田切家住宅」は、明治から昭和初期にかけての長野県及び須坂の製糸業繁栄の歴史を今に伝える建造物でございます。須坂騒動後に再興され、これは明治初めですが、市民の声により復元修理が行われた建造物群は、岡谷市にございます重要文化財「林家住宅」に匹敵する規模であります。「林家住宅」の資料につきましては、44 ページから 47 ページにあります。位置は須坂市春木町、大笹街道と谷街道の交点のほど近くでございます。中には水路が通っており、この水路が動力源として水車を動かすような、そういったものに使われてきております。こういったところも非常に貴重なもの、珍しいものとして紹介させていただきます。

建物の変遷ですが、38 ページをご覧ください。明治 3 年の地租改正反対一揆である、「須坂騒動」と呼ばれる打ち壊しにあつて、多くの建物が毀損したと伝わっております。それを当家の当主小田切辰之助が再興した建物になっております。建築データは先ほど申しましたように明らかになっております。須坂市内の他にも土蔵造りの建物がたくさんありますが、その中でも多くの物が残り、意匠的にも優れ、特に主屋の奥座敷の床の間の引き違い棚、土蔵の下屋の陶板床などが非常に珍しく、様子は写真でご覧いただければと思います。そういったものがあるということで、貴重なものでございます。

続いて保存活動についてですが、平成に入ってから老朽化が目立ってきたものを、市民から保存を望む声が上がって、具体的には平成 23 年度に須坂市で検討委員会を設置し、保存を決定しました。そして、再興等の復元修理を行い、平成 28 年 3 月に現在の建物に蘇っております。修理後は市の職員が常駐し、保存に努めるとともに、積極的に公開活用もされております。具体的には、主屋は各種工芸教室等、土蔵では美術工芸品の展示が積極的に行われております。須坂市の指定は平成 25 年 12 月 12 日に行われております。

諮問理由は、明治から昭和初期にかけての長野県及び須坂の製糸業繁栄の歴史を今に伝える歴史上重要な建造物群でございます。繁栄期の製紙家の生活をうかがい知ることのできる主屋や土蔵など多くの歴史的建造物が残り、学術上重要なものでございます。最後に意匠的に優秀で上質な奥座敷の床の間や土蔵下屋の陶板床などが残る、そういったものでございます。指定基準は、意匠的に優秀なもの、歴史上重要なもの、学術上重要なものでございます。

＜諮問案件：千葉家文書＞

○事務局（下島主任指導主事）

点数は 3366 点、所在地は下伊那郡阿智村浪合 1011 番地となります。所有者は千葉一恵さんです。概況ですが、先ほど訂正がありましたが、阿智村浪合の千葉家に残る古文書を中心とした「歴史」の次の「史」は「資」でお願いします。江戸時代の関所、中馬、これは江戸時代の公用人馬を担った五街道に対し、信濃国、甲斐国の脇往還、五街道とは別に 3、4 頭を継ぎ立てて、付通しで荷物を積み、人馬の入れ替わりが無く運んだ、そうした中馬に関する資料が残っております。また、千葉家は、村政運営などに関わってきましたので、そうした貴重な資料も残っております。

文化財の概要ですけれども、訂正をお願いします。4 行目のところ「千葉家は」から始まりますけれども、「仕え功をたて近世初期には浪合関所役場の関所を管轄し浪合村の名主として村政などに広く関わってきた」とありますが、要は関所役人として最初は関わっていた千葉家、それからその後、名主として村政に関わってきたということですので、「関所役人と名主と」に訂正します。それからその資料なのですが、千葉家は、

戦国期から昭和までであるのですけれども、江戸時代を中心としたものになります。この表現なのですけれども、「また千葉家には信玄の感状や明治初期の太政官高札など戦国期から江戸時代を中心とした昭和に至るまで」、これは全て共通なのですが、資料的には江戸時代が中心となりますので、訂正をお願いいたします。

「千葉家文書」は、平成 29 年 4 月 24 日に阿智村の有形文化財に指定されております。

資料の概要は、関所関係の資料、中馬に関する資料、村政運営に関する資料、その他の下の戦国から江戸時代を中心とした資料が面々と残されている、それも大きな特徴であります。

諮問理由は、行政文書を含めると文書は戦国期から江戸時代を中心として昭和に至るまで残されており、保存状況も良好であります。それから関所、中馬、中馬というのは三州馬、信濃では三州馬という呼び方をしたのですけれども、そうした紛争や物流、人、物の江戸時代の信濃の国を知る資料としては非常に重要になります。指定基準については、古文書類ですので、古文書類には歴史上重要なもの、記録類、絵図、系図等は原本が残っております。それからまとまって系統的に残っている点が該当します。

<諮問案件：信州の特色ある縄文土器>

○事務局（柳澤指導主事）

所在地は茅野市、塩尻市他 18 市町村にわたるものでございます。所有者は同じく茅野市以下 18 市町村でございます。概況及び特色ですが、県内各地で出土した縄文土器のうち、顔面装飾や動物装飾が付いたもの、また釣手土器、有孔鏝付土器など特徴的な器種や造形的に優れた文様・装飾を有し、学術上重要で県内において代表的な土器を包括的に指定させていただきます。

この考え方でございますが、今までの考古資料の指定と申しますと、単体指定あるいは遺跡から出ましたものを一括指定という 2 つの枠で取り組んでまいりましたが、今回、包括指定という、もうひとつの取り組みとして、本案件をご提示させていただくものでございます。

部会資料の 12 ページに縄文土器の指定についての内規を今回提示させていただきます。この内規については、これまでに史跡考古資料部会でもお示しさせていただいて、委員の先生方からご意見をいただいたものです。縄文土器、特に縄文時代中期の信州を代表する土器については、単体指定や一括指定ではなく、広域的に包括して指定することが、県民に対して、より文化財としての大切さを再確認していただけるのではないかと等のご意見を委員の先生方からいただきながら、今回の諮問に至ったわけでございます。

審議会資料の 55 ページに戻りますが、縄文時代はおよそ 13,000 年、あるいは 15,000 年前から始まっていると言われておりますが、その変遷や地域性は縄文土器の形や文様の変化に映し出されていると理解されているものでございます。特に本県や山梨県を中心とした中央山地、とりわけ八ヶ岳周辺には当時豊かな自然環境の下、多くの集落が営まれておりました。その集落では、特に縄文中期（約 5,000 年前～3,000 年ほど前）に、全国どこにも類を見ないような非常に装飾性に富んでいて芸術性豊かな土器が多く制作されました。土器の表面に粘土紐を貼り付ける等の造形技術を駆使して、波状文や、円形の曲線文、または直線文等さまざまなモチーフが描かれています。また、土偶や顔面、動物装飾といった立体感のある把手で土器を装飾して、創意的で非常に流動的、豪壮で華麗な文様、モチーフのある土器が各地で競うように制作されます。また釣手土器と呼ばれる、ランプのような形をした土器ですとか、有孔鏝付土器といった特徴的な器形の

土器も縄文時代中期に中央山地で出現・発達していることは、全国的に見ても非常に特徴的なものでいえます。

合わせて、昭和初期から長野県は考古学研究が非常に盛んでございましたので、地元研究者ばかりではなく関東圏の大学等も研究のフィールドとして学術発掘を行ってきた訳ですが、そうした発掘の対象となった遺跡の中は、国の特別史跡として指定されている茅野市の「尖石石器時代遺跡」のように国や県・市町村指定を受けて保護をされているものがあります。一方、昭和40年代以降、高度経済成長期には、縄文時代の遺跡群も大規模な開発の波に飲まれまして、その多くは記録保存という形で緊急発掘調査によって消滅してしまうこととなります。それらの発掘では、縄文時代研究の再考に迫る大発見や新発見も相次ぎまして、遺跡からは土器や石器等が大量に出土してまいりました。茅野市の国宝土偶2件もそうした開発行為によって出土したのですが、このように指定文化財として保護されている例は少なく、多くの出土品は各市町村の収蔵庫に眠っているのが現状です。

今回、諮問対象とした土器群の大半は、こうした緊急発掘調査によって失われた遺跡から出土したもので、大規模開発の代償ともいえるものです。その中でも非常に残りの良い土器群を指定対象として諮問させていただくものでございます。市町村で文化財指定されているものは、大桑村の有形文化財「人面装飾付き有孔罎付土器」他11件でございます。

土器の写真は62～66ページに各市町村の中でも特に代表される土器18点を紹介させていただきます。また67～74ページに市町村ごとに諮問対象となる土器158点すべての写真を並べてございます。

先ほど概況及び特色を説明いたしました様に、土器の表面に人面であるとか、蛇、蛙なのか得体の知れない動物等を貼り付けていたり、唐草様の文様を計画性のある配置で土器に描き込んでいたりしてございます。また、63ページの右上、100番の箕輪町上の林遺跡の土器、左下103番の南箕輪村久保上ノ平遺跡や右下107番の宮田村中越遺跡の土器が「有孔罎付土器」と呼ばれるものです。この土器は、縄文時代中期の土器としては珍しく、口縁が平縁で、縁の下にタガ状の罎が一周していきまして、罎の上部に土器の外表面と内表面を貫通する小さな穴が複数個、等間隔に空けられていることが特徴的な土器でございます。しかしながら土器の器形は様々でして、100番のように竹筒形の様なものがあるのかと思えば、103番の様なダルマ形もございまして、107番の樽形もございまして。ただ共通しておりますのが、口縁部に先ほど申し上げたような特徴を持つこととでございます。その用途はお酒を造った醸造説、あるいは土器の口に革を張って太鼓にしたのではないかという太鼓説もございまして、定説といえるものはございません。こうした特徴的な土器も本県を中心に縄文時代中期に発達したものでございます。

66ページに写真が2つ並んでございますが、これらの土器が「釣手土器」と呼ばれるものでございます。どちらも釣手部が付いておりまして、土器の中に動物の油などを入れて吊り下げて、火を灯したランプのような使い道が考えられている、非常に祭祀性が高い土器でございます。このような土器も縄文時代中期に本県を中心に出現・発達したものでございます。

このような土器を包括しまして今回、「信州の特色ある縄文土器」という指定名称で、県宝候補として諮問させていただくものでございます。指定の理由としましてはご説明したとおり、装飾性の高い縄文土器は信州で発達した縄文文化を象徴する代表的なものでありまして、極めて重要です。高度経済成長期以後、県内各地で実施された開発に伴

う発掘調査によって出土した土器は、一定の基準のもと、包括的に指定して、文化遺産群として後世に伝え残していく必要があります。また、観光資源として、地域の宝として今後の活用も見据えまして、包括的に県宝指定していくことができると考えているものでございます。指定条件といたしましては報告書、学術書等に掲載がございまして、時期や土器型式が明確であること、また全体像が分かる土器であって、その残存率は75パーセント以上であること、特例といたしまして顔面や動物装飾付き土器であり、その土器の特徴的な部分がよく残っている個体については、残存率が50パーセント程度であっても可としております。基本的には底部から口縁部まで、縄文時代の人々が残した、ありのままの姿がわかる土器を優先的に選択しまして、この158点を諮問させていただきたいと考えているものでございます。

縄文遺跡の史跡指定、縄文土器の現況については、56ページに書いてあるとおりでございますが、本県の縄文文化、縄文土器は全国的に非常に有名である割には県宝等の文化財指定は少ない状態でございます。高度経済成長期に各市町村の皆さんが大変努力して発掘調査をされたのですが、出土品があまりにも大量でございまして、なかなか活用できないまま収蔵庫に保管されていた状態でございます。そうした縄文土器を今、改めて再評価していただくことによって、地域の宝として学校教育や生涯学習活動等に利用されるだけでなく、尽きることの無い観光資源として活用されることも十分期待して、今回諮問をさせていただくものでございます。指定の基準は長野県宝の指定基準「(5)考古資料 ア 縄文時代及びそれ以前の遺物で学術上重要なもの」でございます。

＜諮問案件：座光寺の石川除＞

○事務局（柳澤指導主事）

「座光寺の石川除」は名称のとおり飯田市座光寺地区にございます、石積みで造られた川除け、堤防でございます。93ページに天竜川を中心とした地図がございまして、天竜川が地図の上から下に向かって、北から南へ流れておりまして、江戸時代に築かれた堤防としては上流から惣兵衛堤防、伴野堤防、今回の諮問案件の座光寺の石川除がございまして。

「暴れ天竜」とも呼ばれるとおり、天竜川は今でも治水対策が非常に難しい河川でございます。狭い伊那谷を通るため、水流の変化によって天竜川流域は昔から大きな洪水被害を受けておりました。93ページの図に惣兵衛堤防、伴野堤防、そして石川除と矢印で繋ぐようにお示しさせていただいた理由については、87ページの概況及び特色の「(1)天竜川の治水対策」にお示しさせていただいております。歴史資料にみられる各藩の治水事業（川除普請）を年代順に見てまいりますと、正徳5（1715）年に発生した「未満水」によって地域が未曾有の大水害が起こったと伝えられております。それを契機といたしまして大規模な堤防築造が始まりますが、その築造は上流から宝暦2（1751）年の惣兵衛堤防、そして文化6（1806）年の伴野堤防の順に実施されます。この2つの石積造の堤防が築造されたため、天竜川の勢いが右岸（惣兵衛堤防）から左岸（伴野堤防）へと勿ね返されて、最終的には座光寺村を直撃するようになってしまいました。

こうした状況から飯田藩は座光寺村に長さ約350間に渡って、丸太材と石を組み合わせた特徴的な治水対策のひとつであります牛の種類である、聖牛や山牛といったものを普請いたしました。石や堤防で造った上流の堤防に比べて非常に軟弱であったために、水除けとしての機能を充分果たすことができませんでした。そのために座光寺村の住民らが堅固な石積堤防の築造を望みまして、村役人に先立って資金まで調達して、代官所

に要望書を提出し、普請の許可を得て造られたものが本件の「座光寺の石川除」でございます。

当時の記録によりますと、座光寺の石川除は延長 128 間 5 尺約 231 メートルの石積の堤防と利水のための付属施設として九尺水門、中水門が完成してございます。堤防の構造等がわかる文献資料といたしましては大縄張図というものがございます。大縄張図の写真は 92 ページにございます。写真 7（上）と写真 8（下）がございますが、写真 7 は絵師によって清書されたもの、写真 8 はその下絵と考えられております。写真 8 の方は地割等が細かく描かれてございます。「座光寺の石川除」は、写真上の中央右側上に描かれております。天竜川は写真 7 で見てみますと、太い一筆書きで右上から左下に青色で描かれているものでございますが、ひとたび洪水となると、分流した川水が座光寺地区に直撃してしまいますので、ここに石積の構造体を造ったものでございます。このような絵図によって、当時の水流、あるいは用水の配置、川除けの様子も裏付けられてございます。

現在の残存状況でございますが、89～91 ページの写真をご覧ください。これは平成 24 年度に飯田市教育委員会によって発掘調査が行われた時の写真でございます。写真 1 にありますように、江戸時代に積み上げられた石積みが露出したまま残ってございます。写真 2 の中羽根部分というところは、この除の非常に大きな特徴といえる構造でございます。写真と合わせて 94 ページの石川除全体図をご覧ください。図の中央より少し下側に集会所という四角で囲んだ部分に中羽根と記載されてございます。この部分は敢えて堤防の形を天竜川側へ突出させるようにすることによって、上流からの水の勢いを軽減させて下流へ送り込むという仕組みでして、今も現地を確認することができます。また中羽根によって上流部に川水が大きく集まるところに中水門がございます。中水門は飯田市教育委員会の発掘調査によってその全容が確認されております。90 ページの写真 3 が発掘調査された状態でございます。ただ、発掘されたままですと崩れやすく危険ですので、現在は梁石部分まで埋め戻して保存してございます。また写真 4 の水見台、これは明治の初年に造られたといわれておりますが、こういった防水施設の機能を持つ水見台も中水門の近くに残っております。写真でお示したように、現地に行きますと、堤防の構造が大変分かり易い状態で残っている遺跡でございます。これを本県の史跡指定候補として諮問させていただきます。

諮問の理由でございますが、本県を代表する大河川の天竜川流域における、近世の治水対策として築堤された石堤の中で保存状態が極めて良好な遺構として、土木史上で重要な遺跡でございます。築堤の動機、経緯、修復状況、築堤による経済的効果（新田開発）が読み取れる文献資料が保存されていて、治水史や土木史のみならず当時の政治経済と社会情勢を研究する上で非常に貴重です。当時の地元民の尽力で築造された治水遺構を現地で実見することが可能でありまして、防災史を学ぶ上で重要な遺跡でございます。また、付け加えさせていただきますけれども、この中水門や九尺水門などの水門を設けてあることによりまして、大縄張図の絵図にもございますように、堤防の背後に広がる低地におけます、新田開発に大きく利用をされておりました、利水施設としても非常に大きな意味があった遺構でございます。こうしたことから、県史跡指定基準といたしまして「(6) 交通、通信設備、治山、治水施設、生産施設その他経済生産活動に関する遺跡」、特にこの治水施設として県史跡の諮問案件とさせていただきます。

<諮問案件：小正月関係資料コレクション>

○事務局（鈴木担当係長）

名称、員数ですが、「小正月関係資料コレクション」、480点です。所在地は長野市小島田にあります長野市立博物館です。所有者は長野市です。概況と特色ですが、平成6年から長野市立博物館が収集、貯蔵した小正月関係の資料のコレクションであります。この資料は長野市内から集められたものが中心でありますけれども、北は下水内郡、下高井郡から南は下伊那郡、木曾郡に至る長野県内の広範囲に及んでおります。この資料は、地域や家族の繁栄、豊作を願って実りの形を模した「ツクリモノ」が大部分を占めております。

概要ですが、一月一日を中心とする大正月に対して一月十五日を小正月と称しますけれども、この関係コレクションでは小正月行事の農耕儀礼をベースに構成されております。小正月は家の繁栄はもちろん生活の糧となる様々な作物の豊作を願う儀礼が行われる時であります。そうした願いが「モノヅクリ」によって作られた「ツクリモノ」に託されて、神に供えるものなどとして祈ってまいりました。これらの「ツクリモノ」のほとんどはヌルデやクルミといった木や紙、藁を用いて各家で作られるものであります。これらの種類は多岐にわたっておりまして、神体、偶像、祈願類、削り掛けなど用具に及ぶものから、半製品、それから制作道具まで、こういったものまで収集されております。

諮問理由でございますが、高度経済成長に伴う経済構造の変貌により農業従事者が減少し、それぞれ農耕儀礼も簡略化、また消滅の一途を辿っております。こうした中で、この資料は県下で展開した農耕儀礼の実態を知る上で重要であります。本資料を通して小正月の行事の地域差を把握することが可能であり、研究資料としても評価されるというものです。77から80ページまで480点について一覧表を載せてございます。82ページからは、抽出いたしました写真を掲載してございます。具体的にイメージしていただけるように載せてあります。それから所在地ということで、コレクション全体として全県から、記録を集められたということで、85ページに所在地の地図を載せました。

指定基準ですが、長野県有形民俗文化財の指定基準（6）祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術具、社祀具、信仰に用いられるもの、（10）正月用具、節句用具、盆用具等、年中行事に用いられるものでございます。

＜諮問案件：松田家住宅主屋＞

○事務局（中村指導主事）

最初に主屋ですが、97ページからになります。位置については101ページの地図でご確認をお願いいたします。概況と特色ですが、武水別神社の神主を代々務めてきた松田家の神主屋敷であり、県内では数少ない神官住宅の遺構でございました。

平成16年11月22日に長野県宝に指定しておりましたが、平成29年9月6日に発生した火災により、屋根、天井が全て焼失、柱のほとんどが焼失するなど大きな被害がございました。文化財の概要については記載のとおりです。火災による被害の状況についてですが、まず部材ですけれども、屋根天井は全て焼失、柱のほとんどは焼失、残存する数本の柱も著しく炭化しております。玄関周りを除く漆喰、土壁は全て崩壊しております。建物は原形を留めておりませんが、床下の一部が残存しているため、配置は確認が可能でございました。天井は焼失、広間、湯殿とも焼失してございます。99、100ページの写真をご覧いただくと様子が分かっていただけだと思います。

調査については冒頭の挨拶にもありましたが、平成29年11月15日に、佐々木会長、

土本委員、市澤委員、及び県教育委員会で現地調査を行い、平成 29 年 12 月 7 日に報告書をまとめております。

諮問理由でございますが、平成 29 年 9 月 6 日に発生した火災により 18 世紀後期の建築とされた建物が焼損し原形を留めておらず、建築年代推定の根拠とした部材のほとんどが焼失し指定時の状況を維持していないことでございます。解除要件は、文化財保護条例第 5 条です。

＜諮問案件：松田家齋館＞

○事務局（中村指導主事）

続きまして齋館ですが、資料の 103 ページになります。概要と特色ですが、武水別神社の神主を代々務めてきた松田家の神主屋敷の中で祭事に欠かせない中心的な建造物でございました。平成 26 年 2 月 20 日に長野県宝に指定してございます。

先ほどと同様 9 月 6 日の火災により大きな被害がありました。被害状況についてですが、棟札により建築年代がはっきりしておりましたが、その棟札 2 枚が焼失しております。建物も著しく焼損してございました。部材についてですが、屋根、天井、柱のほとんどが焼失、漆喰、土壁はほぼ全て崩落してございます。残存する南東部の部材も焼損し、炭化をしておりました。建築様式についても撞木形の建物を支える柱と梁の一部は残存していましたが炭化して原形を留めていないという状況でございます。こちらも隣の 105、106 ページの写真をご覧いただければお分かりになると思います。

主屋と同様、調査が行われまして、調査結果の報告書を作成しました。

諮問理由でございますが、平成 29 年 9 月 6 日に発生した火災により文久元年に再造された建物は焼損し、原形を留めておらず、建築年代特定の根拠とした棟札が焼失するなど、指定時の状態を維持していないことでございます。解除要件はこちらも文化財保護条例第 5 条です。

○佐々木会長

以上新規指定 5 件、指定解除 2 件が諮問されました。以上の諮問案件につきまして、その提案理由について質疑などがございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑等なし】

○佐々木会長

次に県宝「松田家住宅主屋」及び「松田家齋館」の指定解除の案件につきましては、本日の審議案件としたいと思いますがいかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

この案件につきまして議事といたします。ただいま事務局より説明がありましたが、担当の土本委員から補足などございましたらお願いいたします。

○土本委員

佐々木会長、市澤委員及び事務局と現地を調査いたしました。ただいまの説明のとおり指定解除は致し方ないと考えます。

○佐々木会長

ありがとうございました。先ほどの事務局の説明や、ただいまの土本委員の説明につきまして質疑などがございましたらお願いいたします。何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは本2件につきまして、長野県宝の指定を解除することが適当である旨答申したいと思います。これにご異論ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

県宝「松田家住宅主屋」、及び「松田家齋館」につきまして、長野県宝の指定を解除することが適当である旨、答申することに決定いたします。

<答申書案確認>

○佐々木会長

事務局から答申書の案を配布いたします。

※答申書案の配布

○佐々木会長

ただいま配布されました答申書案について何かご意見ございませんでしょうか。ご確認をお願いいたします。異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

本案を答申書として決定いたします。

5 その他

○佐々木会長

次にその他といたしまして、委員各位から何かございませんでしょうか。また、事務局から何かございませんでしょうか。

○委員一同、事務局

【なし】

○佐々木会長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力に対しまして感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

＜答申書交付＞

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

先ほど長野県宝指定への答申を決定いただきました、「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」、「木造十一面観音菩薩立像」、長野県天然記念物指定への答申をいただきました「夜泣き松」、長野県宝指定解除の答申をいただきました「松田家住宅主屋」、「松田家齋館」につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。なお、本日は教育長、教育次長が所要のため不在としておりますので、文化財・生涯学習課長の井上が代理で受領いたします。

○佐々木会長

長野県宝及び長野県天然記念物の指定、並びに長野県宝の指定解除について（答申）、平成 29 年 9 月 7 日付けで 29 教文第 339 号、平成 30 年 1 月 25 日付け 29 教文第 662 号で諮問がありました答申につきまして、下記のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定し、並びに長野県宝の指定を解除することが適当である旨答申いたします。長野県宝に指定する文化財は、「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」、「木造十一面観音菩薩立像」の 2 件でございます。次に長野県天然記念物に指定される文化財は、「夜泣き松」1 件でございます。次に長野県宝の指定を解除する文化財は、「松田家住宅主屋」、「松田家齋館」の 2 件でございます。

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

答申、ありがとうございました。最後になりますが、文化財・生涯学習課長の井上からお礼等申し上げます。

○事務局（井上文化財・生涯学習課長）

本日はお忙しいところ、そして足元の悪い中、審議会にご出席をいただき、そして長時間熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。また、皆様には指定の候補物件の調査をはじめ、文化財の保存、活用につきまして、様々なご指導いただいておりますことに対しまして感謝を申し上げます。

本日は、教育長並びに教育次長が所要のため、出席できないということで、代わりに私が答申書を受領させていただきました。ただいま指定が適当であるという答申をいただきました 3 件につきましては、速やかに指定の手続きを進めまして、市あるいは村、それから地元の関係者とともに保存、活用に取り組んでまいりたいと思います。解除が適当であると指定されました、千曲市の「松田家住宅主屋」、「松田家齋館」につきましては、現在、千曲市で復元や復旧につきまして再建計画を検討しているということもございまして、その委員会に県といたしましても、引き続きオブザーバーとして参加し、一緒に考え、助言をしていきたいと思っております。一方、その一帯は県の史跡として指定をされておりまして、引き続き史跡の指定は維持されているということでございまして、史跡の部分につきましても引き続き様々な支援していきたいと考えているところでございます。

本日は長時間にわたりましてご審議をいただきましてありがとうございました。引き続きご指導をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

6 閉会

○事務局（上條課長補佐兼文化財係長）

長時間にわたる慎重なご審議、ありがとうございました。以上をもちまして平成29年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

平成30年1月25日

議事録署名委員 会 田 進

議事録署名委員 山 田 桂